

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の保有する情報の公開に関する規程

平成 19 年 5 月 18 日
選管告示第 3 号

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の保有する情報の公開に係る栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 5 号)の施行については、この条例の施行に必要な事項として広域連合長が定める規則等の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。